

■学位論文内容要旨

スクールソーシャルワークの価値と倫理に関する一考察 —日本における補足的倫理基準の必要性について—

中村 豪志 (2017年度修了)

1. 研究の背景と目的

近年、不登校児童生徒数の増加や子どもの貧困問題など、子どもを取り巻く環境が深刻化する中、文部科学省は2008年度に「スクールソーシャルワーカー活用事業」を国の調査研究事業として実施した。スクールソーシャルワーカーとは社会福祉の専門的な知識・技術を用いて、問題を抱える児童・生徒を取り巻く環境に対し改善を働きかけ、教員を含む支援関係者の協働・連携を図ることにより問題の解決を目指す専門職である。スクールソーシャルワーカーが子どもを取り巻く社会問題へのアプローチの担い手として注目を集める中、一方である種唐突な全国配置などを背景にその専門性の共通認識の曖昧さが指摘されている。

専門性の一要素としての価値は、先行研究において詳細な研究が少なく、今後の研究課題として示されている。価値に関する先行文献を調査した結果、スクールソーシャルワークの価値については、(1)ソーシャルワークの価値としての倫理綱領、(2)子どもを支援対象とする点に関して子どもの権利条約、(3)教育の役割や学校の目的の考慮、の3点が必要になることが示される。

本研究では、アメリカの最大のスクールソーシャルワーク専門職団体、アメリカスクールソーシャルワーク協会 (School Social Work Association of America) が2015年3月に「スクールソーシャルワーク実践の補足的倫理基準」を制定したことを参考に、日本におけるスクールソーシャルワーク分野の補足的倫理基準の必要性について考察していく。補足的倫理基準は、ソーシャルワーク全般の倫理綱領に対してあくまで補足的であり、スクールソーシャルワークの特性を考慮した倫理基準と

して位置づけられる。

分析視点としては価値の類型化に関する過去の先行研究を参照し、図1のように示している。

2. 研究の概要

第1章ではまず、先行研究を基に包括的な形で倫理綱領の役割、機能を表1のように示した。この役割、機能はその後の文章において倫理綱領を考察する際の分析視点としても用いている。次に日本、アメリカそれぞれの倫理綱領の発展過程について述べ、その内容の考察を行った。アメリカにおいては国内最大のソーシャルワーク専門職団体、全米ソーシャルワーカー協会 (National Association of Social Workers) の倫理綱領について、日本においては日本ソーシャルワーカー協会が制定した1986年倫理綱領、2005年に専門職4団体が共同制定した倫理綱領について、それぞれの内容を考察した。また倫理綱領の発展過程について総括し、役割、機能に関しては表2、価値に関しては表3、のようにそれぞれ示している。最後に、日本の倫理綱領の課題として、「実践の指針」としての役割、機能が薄い点、役割、機能に関する

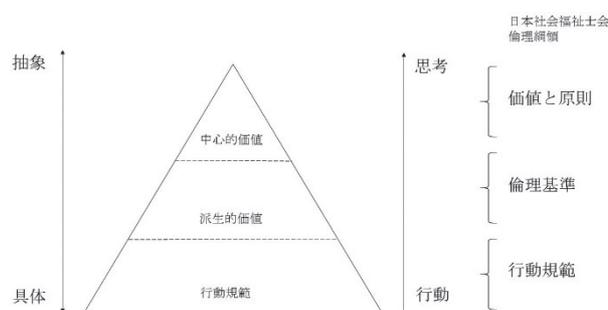


図1 研究の分析視点

る記述がほとんど存在しない点の二つを挙げた。

第2章では最初に、子どもの権利条約の成立過程及び子どもの権利論の変遷について述べた。子どもの権利論の発展の嚆矢として考えられるジュネーブ宣言及びそのもととなった世界児童憲章案から始まり、子どもの権利宣言を経て、子どもの権利条約制定に至るまでの過程、背景、最善の利益の保障、保護の対象としてのみ権利が考えられていた段階から徐々に権利保障を充実させていく子どもの権利論の変遷について述べた。次に、子どもの権利条約の理念について、中心的価値として「子どもの最善の利益」、派生的価値として「権利行使主体としての子ども」、「親の第一義的責任」、「市民的自由権の保

障」、「平等の保障、差別の禁止」、「子ども特有の権利保障」を挙げ、それぞれについて考察を行った。

第3章では、スクールソーシャルワークの価値と倫理に関して考察を行った。まず第1章、第2章で考察した内容をもとに、倫理綱領の不足分、子ども特有の権利保障の必要性の二つの視点から、日本におけるスクールソーシャルワーク実践の補足的倫理基準の必要性を示した。次に、その一つのモデルとなる可能性を持つアメリカスクールソーシャルワーク協会の補足的倫理基準の内容を考察した。その内容においては子どもの権利条約、発達の視点、それぞれを含んでおり、日本とアメリカのスクールソーシャルワークの子どもを捉える視点の共通性を表している。最後に、ソーシャルワーク全般に用いる倫理綱領に加えてスクールソーシャルワークの特性を示すものの一つとして、子どもの権利条約に基づくスクールソーシャルワークの考察を行った。

表1 倫理綱領の役割、機能（結果）

| ソーシャルワークの価値を示す | 実践の指針 | 倫理的ジレンマの対応 | 非倫理の実践からクライアントを守る | 専門職性の表明、地位の向上 |
|----------------|---------|------------|-------------------|---------------|
| ① ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ② ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③ ○ | | | | ○ |
| ④ ○ | | | ○ | |
| ⑤ ○ | ○ | | | ○ |
| 政治的支配から専門職を守る | 倫理実践の評価 | 専門職の規制、懲戒 | 専門職の教育 | |
| ① ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ② ○ | ○ | | ○ | |
| ③ ○ | | ○ | ○ | |
| ④ ○ | | ○ | ○ | |
| ⑤ ○ | ○ | ○ | ○ | |

①NASW(2008) ②Dolgoft, Loewenberg, Harrington(2009) ③Banks(2016) ④秋山(2007) ⑤Levy(1994)

表2 日本、アメリカの倫理綱領の役割、機能

| ソーシャルワークの価値を示す | 実践の指針 | 倫理的ジレンマの対応 | 非倫理の実践からクライアントを守る | 専門職性の表明、地位の向上 |
|----------------|---------|------------|-------------------|---------------|
| ① ○ | △ | ○ | ○ | ○ |
| ② △ | ○ | △ | ○ | ○ |
| ③ ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④ ○ | △ | | ○ | ○ |
| ⑤ ○ | △(○) | | ○(○) | ○ |
| 政治的支配から専門職を守る | 倫理実践の評価 | 専門職の規制、懲戒 | 専門職の教育 | |
| ① ○ | | | ○ | |
| ② ○ | ○ | △ | ○ | |
| ③ ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ④ ○ | △ | | ○ | |
| ⑤ ○ | △(○) | | ○ | |

①NASW(1993) ②NASW(1975) ③NASW(1995) ④日本ソーシャルワーカー協会(1988) ⑤専門職(4)団体共通(日本社会福祉士会行動規範)(2005)

表3 日本、アメリカの倫理綱領の価値

| | 中心的価値 | 派生的価値 |
|---|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 精英(人権主義)、民主主義の理念、全ての人間のウェルビーイングの促進 | 実業者の振興、思いやり、人間の価値と尊厳への信頼、個人の思いの尊重、サービスへの従事、高潔への厳格、クライアントの利益の促進、サービスの質と量への責任、プロバイダーの尊重、倫理原則、常業・判断への配慮、知識や技能の発展、非倫理的実践からのコミュニティの保護、専門職教育の必要性の認識、組織への誠実さ、人間の尊厳への貢献 等 |
| ② | すべての者がもっている真摯、尊厳、独立性、ならびに権利と機会 | 人権行為の高い水準の維持、専門職としての遵行能力の発達、専門職としてのサービスの尊重、誠実、学問的探究の尊重、クライアントの利益の促進、自己決定の尊重、アドボカシー、秘密保持とプライバシー、同僚への尊敬・尊重・誠実、雇用関係への契約、専門職性の支持・促進、ソーシャルワーカーサービスの発展、知識の探求、全般的な福祉の促進 等 |
| ③ | サービスの精神、社会正義、人の尊厳と権利、人間関係の重要性、誠実、責任感 | クライアントの幸福の増進、クライアントの利益の最優先、自己決定の尊重・増進、インフォームド・コンセント、文化と社会的多様性、プライバシーと秘密保持、商家の尊敬、学問的探究、実用者への契約、専門職性の向上、差別の禁止、社会福祉の増進 等 |
| ④ | 平和擁護、個人の尊厳、民主主義 | 人間としての平等と尊厳、自己実現の権利と社会の責務、ワーカーの尊重、クライアントの利益の促進、クライアントの個別性の尊重、クライアントの受容、クライアントの秘密保持、非倫理的実践への警戒、業務改善の奨励、専門職性の向上の促進、専門職性向上、専門的知識・技術の活用、専門性の維持向上、専門職の維持、接点方法の改善向上 等 |
| ⑤ | 人権の尊重、社会正義、貢献、誠実、専門性 | 社会福祉の増進、サービス利用者の自己実現、利用者の利益の促進、知能、説明責任、利用者の自己決定の尊重、利用者の意思決定能力への対応、プライバシーの尊重、秘密の保持、権利侵害の防止、倫理的成長を行う責務、他の専門職との連携・協働、業務改善の奨励の促進、業務改善の促進、ソーシャル・メディア・プラットフォーム、専門職の発展、社会福祉の増進、専門職の維持、専門職性の向上、教育・訓練・管理における責務 等 |

①NASW(1993) ②NASW(1975) ③NASW(1995) ④日本ソーシャルワーカー協会(1988) ⑤専門職(4)団体共通(2005)

3. 研究の意義

本研究においては日本におけるスクールソーシャルワーク実践の補足的倫理基準の必要性を示した。本研究の意義について、具体的には、これまでの日本の専門職倫理の研究にはあまり見られない、倫理綱領に焦点を当て、日本、アメリカの倫理綱領を比較、検討し、日本の倫理綱領の課題を考察した点、またスクールソーシャルワークの価値と倫理について初めて踏み込んだ研究を行い、子ども特有の権利保障、補足的倫理基準の必要性を示し、アメリカの補足的倫理基準の訳出及び考察を行った点、の2点にまとめられる。スクールソーシャルワークに関して、2008年の全国的な導入から日本における研究及び実践は歴史的にまだまだ浅く、これからの研究課題が多く残る分野であることは間違いない。専門性が曖昧な現状において、その要となる価値が具体的に何を指しているのか、を示すことは研究及び実践上において意義があると考えられる。